

氏 名	やま さき しげ お 山 崎 茂 雄
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人 博 第 261 号
学位授与の日付	平成 16 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻
学位論文題目	芸術文化支援と公共政策 ——市民社会の合意形成に向けた文化支援システムをめざして——

論文調査委員 (主 査) 教授 足立 幸男 教授 間宮 陽介 教授 小川 侃

論 文 内 容 の 要 旨

本学位申請論文は、わが国における文化・芸術政策の現状と問題点を、「アーティスト・イン・レジデンス (Artist in Residence)」と呼ばれる芸術家支援施策(国, 自治体, 企業, 大学などが, 将来性あるアーティストを一定期間招聘して, その活動のための時間と空間を提供しようとするプログラム)を事例として, 文化経済学・文化政策学の観点から分析・解明し, 文化・芸術支援の今後のありようを探求しようとしたものであり, 全14章から構成されている。

第1章では, わが国における文化・芸術政策の歴史, 特質, 先行研究を概観し, ソフト面での立ち遅れを指摘するとともに, 従来の文化・芸術政策研究がしばしば陥っていた「陥穽」——文化・芸術に対する公的・社会的支援はそれ自体として「善」であり, より多くの人的・物的資源を投入すればその分だけ文化・芸術のレベルは向上するはずだという「神話」に今なお呪縛され, いまや「破綻」状況にあるわが国の財政状況の下でもなお要請され正当化されうる文化・芸術支援とはいかなるものであるのか, いかなるものでなければならないのか, という文化政策上の焦眉の課題に真正面から取り組もうとしてこなかったこと——を厳しく批判している。続く第2章では, アーティスト・イン・レジデンスを含む文化・芸術活動に対する公的・社会的支援がなぜ必要であるのか, その正当化理由を提示しようとした欧米の代表的理論家たちの見解を簡潔に整理し検討している。

第3章から6章までの四つの章では, アーティスト・イン・レジデンス先進国である欧米およびオーストラリアの実践事例を調査・分析・比較し, 各々の類似性と差異を明らかにしている。すなわち, 自助の精神とフィランソロピーの伝統が今なお息づくアメリカでは, 民間部門がアーティスト・イン・レジデンスの主要な担い手となっている。ヨーロッパではおしなべて公共部門が施策を主導しているが, 仔細に検討すると, たとえばフランスとドイツの間には無視しえない差異もある。フランスでは国が施策の主要な担い手であるのに対して, 連邦制の伝統を誇るドイツでは国よりはむしろ自治体が施策の主要な担い手になっている。オーストラリアでは連邦政府に加え大学がアーティスト・イン・レジデンスの提供者になっている, と指摘している。

続く第7章から9章までの三つの章では, わが国においてこれまでに実施されてきたアーティスト・イン・レジデンス事業を分析の俎上に載せている。第7章では, わが国における主要11事業の概要を整理・概観し, アーティスト・イン・レジデンスには大別して二種のタイプがあることを明らかにしている。すなわち, ①純粹に芸術活動を迫及するアーティストたちのライフスタイルを尊重し, 自由な創造空間と時間を提供することに重点を置く事業(創造活動重視型), ②アーティスト間およびアーティストと住民の間の交流を促進し, 文化芸術活動のいわば社会的効用を重視する事業(交流重視型), である。第8章では, 「滋賀県立陶芸の森」(信楽町)と「アーテックス (ART-EX)」(大阪府-大阪府文化事業財団, プリティッシュ・カウンスル, アリアンヌ・フランセーズ, ベルギー・フランドル交流センター, (株)ライカの共同事業)を事例として取り上げ, 数度にわたる訪問調査(ヒアリング)と内部資料の解析を通して, 各々の意義と課題を検討している。第9章では, アーティスト・イン・レジデンス事業を地域振興・地域再生に結びつけようとする傾向がわが国に顕著である

ことを、指摘している。

第10章では、バブル崩壊後わが国の文化・芸術支援が一般に深刻な財政危機に直面し、とくに地方自治体では文化振興基金の運用益が急激に落ち込み、それどころかしばしば元本割れに陥っているため、施策の見直しと縮小を余儀なくされつつある、という厳しい現実を指摘するとともに、一見したところ人的・物的資源の「浪費」でしかない（かのように見える）文化・芸術支援には実のところ地域文化・地域経済活性化の効果をしばしば期待し得ることを、アメリカ・ニュージャージー州ミルヴィル市の事例に即して示唆している。第11章では、文化・芸術に対する公的（社会的）支援がいかにあるべきか、その手がかりをアダム・スミスの国富論、芸術論に求め、文化・芸術支援は公的セクター（政府）の占有物でなく、私的セクター（企業）および市民セクター（NPO、文化ボランティア・文化コーディネーター）もまたその責務を担う必要がある、と主張している。そして、この主張を裏づけ補強すべく、本学位申請者は実証研究を行っている。その成果が、ボストン市に立地するアメリカ最古の音楽学校 New England Conservatory of Music (NEC) による文化ボランティア組織化への試みを取り上げた第12章と、福井県内の公共ホール724館の財務および運営の実態を明るみに出そうとした第13章である。

以上の分析を踏まえ、最終章で、次のように結論している。文化・芸術活動に対する公的（社会的）支援には地域経済を活性化させ豊かな地域文化を発掘・育成するという潜在力がある。とはいえ、文化・芸術支援のために自ら応分の（金銭的な面でも労力提供の点でも）負担をしようとの自覚（思い）が広く市民に共有されるのでない限り、この潜在力は潜在力のままで終わってしまう。そうした自覚を学校教育と市民教育・芸術教育を通して市民の間に醸成すること、これこそが、文化・芸術政策の根幹部分に据えられるのでなければならない。その効果を期待できるアーティスト・イン・レジデンス事業をさらにいっそう充実させねばならない所以である、と。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、わが国における文化・芸術政策の現状と問題点を、「アーティスト・イン・レジデンス (Artist in Residence)」と呼ばれる芸術家支援施策（国、自治体、企業、大学などが、将来性あるアーティストを一定期間招聘して、その活動のための時間と空間を提供しようとするプログラム）を事例として、文化経済学・文化政策学の観点から分析・解明し、文化・芸術支援の今後のありようを探求しようとしたものである。

文化経済学の知見に従えば、文化・芸術財には「正の外部性」がある。すなわち、その享受者・消費者個々人の「私的」選好ないし欲求を充足させる——その意味で享受者本人に「利益」を与える——のみならず、たとえば地域コミュニティの紐帯を強めたり地域経済を発展させたりすることなどを通して、直接の享受者・消費者以外の第三者（不特定多数の社会構成員）に大きな便益をもたらす。だからこそ文化・芸術活動に対する公的支援が正当化され要請されるものであるが、文化・芸術に対する公的支援がただちにその水準の向上をもたらすわけではない。それどころか、文化・芸術に対する公的支援がかえってその国家依存と官僚化を助長し、生命力を衰微させることになるかもしれない。にもかかわらず、従来の文化・芸術政策研究は、国や自治体など公的部門が文化・芸術を支援するのは当然であり、その規模は大きければ大きいほどよいという価値前提を自明視し、そのためどのようにすれば費用対効果の高い文化・芸術支援をなし得るか、文化・芸術支援はそもそも何を目的としてなされるべきであるのか、限られた人的・物的資源をどのような活動にどの程度振り分ければよいか、といった文化・芸術政策の根幹に関わる諸問題に真正面から取り組もうとはしてこなかった。容易に「正解」が見つかりそうにないこれらの問題に敢然とチャレンジし、緻密な調査と資料解析さらに古典を含む関連文献の解読に基づいて、文化・芸術政策の今後の進むべき方向を模索し提起しようとしたこと、この点に本学位申請論文の第1の学問的価値がある。

本学位申請論文の第2の学問的貢献は、諸外国およびわが国でこれまでに実施されてきたアーティスト・イン・レジデンス事業に緻密な分析を加え、相互に比較することを通して、アーティスト・イン・レジデンス事業ひいては文化・芸術支援事業一般を成功に導くための死活的な前提条件が文化・芸術支援のためのネットワークの存在にあること、この点を明らかにしたことである。換言すれば、個々人および社会にとっての文化・芸術の価値や有用性を認め、文化・芸術の振興のためになんらかの貢献したいと願う国民各層（行政、文化・芸術団体、企業、大学、文化ボランティア、アーティストと社会を結びつける文化コーディネーターなど）の間に、文化・芸術支援のためのネットワークが存在せず、コラボレーション・システムが未整備なところでは、政府が文化・芸術支援にどれほど多くの人的・物的資源を投入しようと、さしたる効果を達成で

きそうにない。そして、一人でも多くの市民が文化ボランティアや文化コーディネーターとして文化・芸術支援活動に参加し、文字通りの意味でのネットワークが形成されるためには、文化・芸術に対する理解力と感受性を育み向上させるための学校教育、市民教育の充実が何よりも大切であり、この点で大学をはじめとする教育機関や NPO には大きな役割が期待される。本学位申請者のかかる指摘は傾聴に値するものと思われるのである。

わが国では近年、「地方の時代」「分権化」の掛け声とは裏腹に、経済および文化の東京一極集中は一向に改まらず、地域経済・地域文化はいまだ再生には程遠く、地域コミュニティも衰微の一途を辿っている。こうした状況にいささかなりとも歯止めをかけ、各地域が各々に経済的にも文化的にも独り立ちできるようにならない限り、豊かな文化国家・日本の建設などとうてい望み得ない。各地域が各々に独自の文化・芸術支援政策を考案し展開することで、地域経済と地域文化再生への道が開かれるかもしれない。文化・芸術政策を梃子とした地域経済・地域文化再生が決して夢物語でないこと、その可能性が皆無でないことを、アメリカ・ニュージャージー州ミルヴィル市の事例および本学位申請者の勤務地である福井県の事例についての周到な調査分析を通して「示唆」していること、ここに、本学申請論文の第3の学問的貢献がある。さらに研究を深め、この点についてのよりいっそう説得力ある論証を期待したい。

また、本論文は、文化・社会環境の総合的・学際的研究をめざして創設された文化・地域環境学専攻 文化・社会環境論講座に相応しい内容を備えたものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成16年3月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。